

喜多方市教育大綱（案）

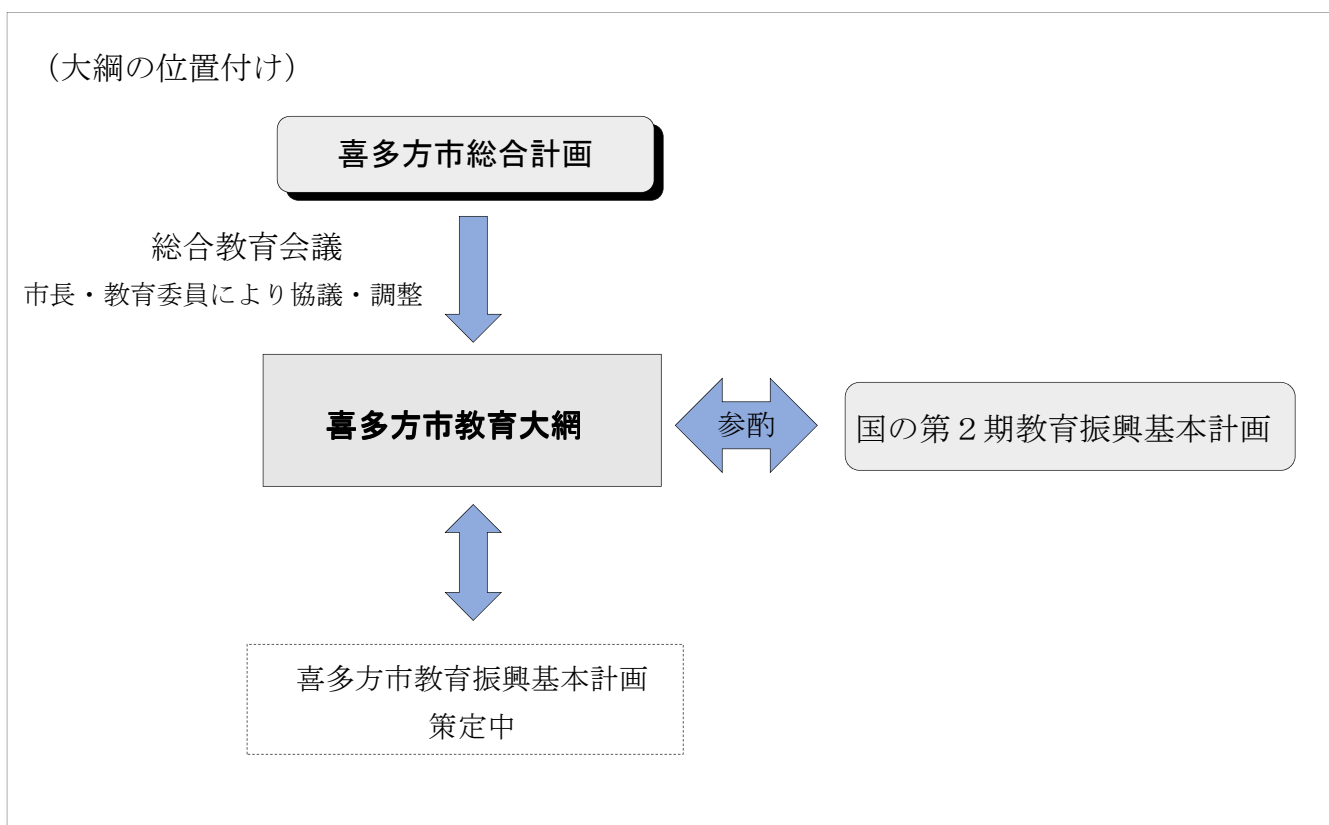
豊かな心を育むまちづくり
～ひとづくり～

平成 2 7 年 月

喜 多 方 市

1 大綱の位置付け

大綱は、平成27年4月1日改正の「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（地方教育行政法）第1条の3に基づき、喜多方市の教育が目指す基本的な方向や今後推進すべき施策を明らかにするものです。



2 喜多方市の教育の基本理念

「まちづくりは人づくり」という基本的な考え方により、喜多方市人づくりの指針に基づき、「誇りを持って共に生きる力」を備えた教育の充実を図ります。

未来を拓く喜多方人

- ・強い心・敬愛の心など、豊かな心を持つ人になろう
- ・命の大切さを知り、心身とも健康な人になろう
- ・郷土の自然や文化、歴史、伝統に誇りを持ちより素晴らしい地域を創造する人になろう
- ・社会の一員として人の道をわきまえ、良心に背くことのない人になろう
- ・夢や目標に向けて何事にも挑戦し、世界に羽ばたく人になろう

これらのことを受け、特に家庭教育における親（保護者）の役割を十分に踏まえ、家庭の絆を大事にしながら、健康で明るい家庭を築くよう努めよう

なかよくたくましく生きる

- ・人を思いやり敬います
- ・「こんにちは」「どうぞ」「ありがとう」を言います
- ・勉強に励み体を鍛えます
- ・人として恥ずかしい行いをしません
- ・喜多方を誇り社会に役立ちます

わたしたちは くじけない強い心を持って 目標に向かってやりぬきます

3 大綱の期間

大綱が対象とする期間は、喜多方市総合計画との整合性を図るため、平成27年度から同計画の終期である平成28年度の2か年とします。

4 大綱の基本目標

喜多方市総合計画に基づき、以下の4つの目標の実現を図ります。

1 心を豊かにする生涯学習の推進

施策の方針

- ・ 「人づくりの指針」を生かした生涯学習事業の展開
- ・ 生涯スポーツに取り組むことができる場と機会の設定
- ・ 地域に密着した公民館活動の推進
- ・ 文化財の保護・保存と継承

2 特色ある学校教育の推進

施策の方針

- ・ 人づくりの指針「なかよくたくましく生きる」の具現化を図る教育活動の展開
- ・ 喜多方市の特色を生かした教育の充実及び「たくましく学び合う力」の育成

3 安心して子育てができる環境整備の推進

施策の方針

- ・ 時代への対応と小中学校適正配置のあり方を考慮した教育環境の整備

4 次世代を担う青少年の健全育成の推進

施策の方針

- ・ 小学校から中学校へのつなぎ教育の推進
- ・ 家庭・学校・地域社会の連携強化と家庭教育の充実